

第6回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会

日 時：平成27年9月10日（金）午後1時30分～午後4時
場 所：NOSA I 長野会館 4階多目的研修室

出席者

委 員 安部座長、伊藤委員、轟委員、峰委員
県関係 山本こども・若者担当部長、福田情報公開・法務課長、青木次世代サポート課長
山口警務課長、山口生活安全企画課長、成澤少年課長 他

1 開 会

○事務局

ただいまから第6回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会を開会いたします。
私は県民文化部次世代サポート課の久保と申します。どうぞよろしく願いいたします。
最初に、長野県県民文化部こども・若者担当部長、山本京子よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○山本こども・若者担当部長

こども・若者担当部長の山本京子でございます。安部座長さんを始め、委員の皆様方におかれましてはご多用中、第6回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

皆様におかれましては、今年2月の検討会設置から熱心かつ慎重にご議論いただきましたが、6回目の今回が最終回となる予定でございます。

この間、子どもの性被害の重大さ、予防対策の必要性、子ども目線、被害者目線に立った被害者支援のあり方など、さまざまなご意見を頂戴いたしました。また条例化を懸念する指摘がございます規制事項の法制要件の明確性に関しましては、課題の解消に向けて特に時間をかけてご議論いただきました。

本日も条例のモデルの取りまとめに向けまして、熱心なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

それでは、以降の会議の進行は安倍座長さんをお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

3 会議事項

(1) 個別論点の整理について

○安部座長

それでは会議を進行してまいります。今日の配布資料は資料1、資料2と資料3とございます。

それから参考資料として既にここで紹介いただき検討をしております17事例の説明資料、それから淫行禁止規定についての取りまとめがあるかと思えます。それらを含めて進めてまいりたいと

思います。

まず、会議事項（１）の個別論点の整理についてでございます。これは前回の各委員の方々からご提示いただいた具体的なモデル案として盛り込んでいく各条項の案文というものを前回検討してきました。

そこでいろいろご意見をいただいて、意見の違いが明確になってきたというところでございますが、それを摺り合わせるなり、取りまとめていくなりということが必要なことになってまいります。その前提として個別論点について、前回、どのような意見が出されたのか改めて整理をしていただいております。これが資料１になっております。その資料１につきまして、事務局からご説明をいただきたいと思っております。

○青木次世代サポート課長

次世代サポート課長の青木隆でございます。それでは資料１、第５回検討会の議論についてということで、前回の議論の整理をしております。

１番といたしまして、いわゆる淫行禁止規定についてということで、規定例１、これは第４回までの議論をもとに事務局で整理いたしましたものでございます。「何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて性行為又はわいせつな行為を行ってはならない」、この限定的な規定ということでございますけれども、これにつきましては委員４名の方全員が、この表現で適当ではないかというご意見をいただいたところでございます。

この規定例１にさらに追加する規定といたしまして「精神的、知的未成熟又は情緒的不安定に乗じて」という文言を追加してはいかがでしょうかということを経理局でご提案させていただきましたが、この論点として、精神的、知的未成熟等の規定につきましては、安部座長、轟委員、峰委員からは、この文言を追加してもよろしいのではないかとご賛成のご意見をいただきました。伊藤委員からは、これではちょっと構成要件として非常に不明確、広すぎるのではないかとということで、もし入れるのであれば「知的障害」に限定したらいかがかとご意見をいただいたところでございます。ご議論の中では両論併記もありではないかというようなご意見もございました。

２ページ目でございますが、２として周辺行為について。まず①としまして、子どもにわいせつな行為をさせるということで、規定例２－１でございますが、「何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせるはならない」ということでございます。

これについても、限定的な規定であるということで、安部座長、轟委員、峰委員からはよろしいのではないかとご意見をいただきました。伊藤委員からは、この周辺行為、子どもにわいせつな行為をさせるというのは、県警が示した１７事例でも該当がなく立法事実がないということで、処罰を設けなくて、訓示的な規定であればよろしいのではないかとご意見をいただいたところでございます。これについても両論併記もありかということがご議論の中でございました。

それから②としまして、子どもに性行為又はわいせつな行為を「教える」「見せる」行為でございますけれども。規定例２－２といたしまして、「何人も、子どもに対し、自己の性欲又は性的好奇心を満たす目的で、性行為若しくはわいせつな行為を見せ、又は教えるはならない」ということです。

最高裁の昭和６０年に出示された淫行の解釈の第一類型の文言の場合ですと、「何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為若しくはわいせつな行為を見せ、又は教えるはならない」というこれを参考にしているわけでございます。

これが第一類型を使った場合はこれが該当するのではないかとということで、明朝体で薄くありますが客観面からの規定、ゴシックで太くありますのが主観面からの規定ということでございます。

安部座長は主観面で絞り込むのが望ましいのではないかと。伊藤委員からは、これも立法事実として示されていないので訓示規定であればよろしいのではないかと。轟委員からは、客観面で絞り込む

のがよろしいのではないかと。峰委員からは、規定の必要があるということで、「正当な理由なくして」とする表現もあるのではないかと、四者四様ということで、四論併記というようなご意見もあったところでございます。これについては、本当に4つに分かれてしまったという状況でございました。

それから、(2) 場所を提供し、又は周旋するというところで、規定例2-3「何人も、前条第1項ということで、規定例1の条項を引用しますが、で規定する行為が子どもに対して行われることを知って、そのための場所を提供し、又は周旋してはならない」と。これについては4名の委員全員が規定の必要はないのではないかと、教唆・幫助で対応可ではないかというご意見でございました。

3ページでございますが、こちらは深夜外出の制限についてということで、規定例3、「保護者は、通勤、通学、その他の正当な理由のある場合を除き、深夜に子どもを外出させないよう努めなければならない。何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない」ということでございます。

深夜の定義でございますが、午後11時から翌日午前4時までにするというのは、4名の委員全員がこれについては可というご意見をいただいたところでございます。

それから、これについては善意の場合もあるということで、「子どもの意に反して」という言葉を入れたらどうかというのが安部座長から示されました。

また伊藤委員からは、子どもの保護の視点では必要だが、こちらは構成要件の明確性を考慮すべきではないかと。轟委員からは、正当な理由のある場合を除きというものも一案かと。峰委員からは、「子どもの意に反して」というのを入れたほうがいいのではないかとというようなご意見もいただきました。これについても、意見の一致ということはありませんでした。

それから、事業者の努力義務規定の提案は、県民全体で予防する考えからこれは入れたほうがいいのではないかと、これについては、4名の委員全員が賛成ということでございました。

4番、その他でございますが、適用上の注意に関する規定ということで、規定例4-1、「この条例の適用に当たっては、県民の権利を不当に侵害しないように留意するとともに、子どもの最善の利益を尊重するよう配慮しなければならない」ということで、この規定については基本的には賛成ということでございます。

安部座長から、県民ということではなくて、他県から長野県に来ている人もいるからと、観光等で訪れている人たちも考慮して、県民ではなくて国民にしたほうがいいのではないかとというご意見をいただいたところでございます。

それから、(2) 子どもに係る免責規定でございますが、規定例4-2「この条例の罰則は、子どもに対しては、適用しない。この条例に違反する行為をしたとき子どもであった者についても、同様とする」と。

この免責規定につきましては、4名の委員全員からご賛成をいただいたところでございます。

前回の議論の状況は以上でございました。

○安部座長

ありがとうございました。既に前回の議事録の素案と申しますか、そのまま起こしたのについては各委員の方々はご覧になっておられるので、前回の議事録と照らし合わせて、大体がこういう内容の議論をしたのではないかと、そして、それぞれの委員の方はこういう考え方ではなかったかということでご確認をいただくという話になりますが、特にその点、異論等ございますでしょうか。このとおりということでよろしゅうございますね。はい。ありがとうございました。

個々の論点について、委員の意見が分かれたところも多々ありましたけれども、それをどのような形で取り纏めると申しますか、あるいはモデル案として提出していけばいいのかということは大きな課題になってまいります。

本日はただいまの説明にかかる資料1のほかに資料2と資料3をつけ加えておりますが、ここに表

記されているのが座長整理案というものになっております。

この会議で座長整理案を出すということについては、前回、委員の方々の了解を得ていないわけですが、どうしても、どういう形の知事報告をすればいいのかなというときに、今、個別の論点についてご意見がこのように分かれておりますということをそのままざっくりと提出してしまうのはあまりにも、芸がないという言い方は非常に不謹慎かもしれませんが、無責任だということにもなりますので、こうした意見の対立という大げさな言い方をしなくてもいいかもしれませんが、意見の違いがあるということを踏まえて、意見がおおむね合意できるところ、重なり合うところ、そのあたりを軸にして、モデル案の前提となるような要項として、モデル案に盛り込んでいくべき項目というものを座長整理案として取りまとめさせていただきたいということで、改めて委員の方々にご提案をさせていただきたいと思っております。

座長整理案という形で、一つの取りまとめをしていくということについて、まずご意見をいただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。轟委員、何かございますか。

○轟委員

賛成です。

○安部座長

峰委員は。

○峰委員

結構です。

○安部座長

伊藤委員は。

○伊藤委員

よろしゅうございます。

○安部座長

それでは、3人から了解を得たということで座長整理案をここでお示しをして、それについて同意を得られれば、知事報告の中の主たる重要な部分での座長整理案として出すということでよろしいですね。

あわせて、両論併記型といいますか、個々の委員の方で、こういう考え方もあります、こうしたほうがいいんじゃないかという、どちらかという強い意見もちろんあるわけですが、それは今日、先ほど論点の整理の中に出てきた意見として、それは資料として提出するという形で了解いただければと思うんですが、それもよろしいですか。

○出席者一同

了解しました。

○安部座長

ありがとうございます。

(2)「条例のモデル案」について

○安部座長

それでは、そのような形で座長整理案の説明をさせていただきたいと思います。

こちらは資料2ですね。まずは今のこの検討会に託された重要な課題としては、他県の健全育成条例でいうところのいわゆる淫行禁止の規定について、及び深夜外出の規制についてどのような提案ができるかということでありまして、それについて、ここでの論点の整理の中で、最大公約数的に全ての委員が了承できる形でということは、県民に対してもわかりやすく説明していけるという意味合いで、整理案を取りまとめさせていただきました。

資料2をご覧くださいなのですが、これについて私から説明させていただきます。

まず基本的な考え方としては、ちょっと読ませていただきますが、「大人が、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもと性行為に及ぶことなどは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないものであるということ。そして県民総ぐるみで、深夜に外出している子どもに対し帰宅を促すなど、子どもを性被害から守る取組を強化することが必要であるということ。」、これが基本的な考え方として了解できていることではないかと思しますので、まずこれを下敷きにした上で、個別の問題としては、いわゆる淫行禁止規定ということについて、最高裁判例の中に出てくる概念をさらに絞り込むような形になるのですが、第一類型のものに限定し、なおかつ誘惑という言葉を除いて、「何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行ってはならないものとする。」、具体的な案文にはもちろんなっておりませんが、その趣旨の条文を整理する必要があるということです。

この座長整理案の考え方についてそこに説明書きを加えておきましたが、立法事実の確認としては、この検討会でもご紹介いただいたような17事例が前提になっております。やはり「威迫し、欺き若しくは困惑させ、またはその困惑に乗じ、性行為又はわいせつな行為を行った」という事例が多く、それに該当する可能性が高いということになっております。他県の、全国の状況もその紙面にあるとおりです。

規定の必要性が前提としては当然あるという認識であるわけですが。真摯な恋愛を除く判断能力が未熟な子どもに対する性行為等には、既存の法令では対応できないケースがあると考えます。刑法は、暴行・脅迫という構成要件上の行為に該当しなければ適用が難しいという話にもなりますし、児童福祉法でも事実上の支配関係の利用というものが必要になっていて、その成立のためには、事実上の支配関係の証明が必要になってきます。

さらに児童買春禁止法では金銭等の供与の立証が必要であるということで、そこからこぼれてしまう行為というものが多々あるのではないかと思います。まさにそれが事実として示された17例中の多くのものであったわけです。

こうした既存の法令では対応できない立法事実が、この検討会でも確認できまして、規定の必要があるということで了解をいただいております。

さらに刑罰として、子どもの心身に重大な被害を与え、その成長発達に著しい影響を与えるというこういう行為に対して、後者に対しては厳しい処罰が必要ではないだろうかと思えます。したがって県条例として科し得る最大級の罰則というものが対応されるべきであるという、そういう考え方も確認されているわけです。

重要なところは、まさにその構成要件の明確性という部文ですけれども、その構成要件の明確化については、まず(1)ですが、「淫行」という言葉を使わない、「淫らな性行為」という表現を使わないということで、運用上、他県においてもかなり限定的な運用のされ方をされていると私は理解しておりますが、ただ、やはりこういう概念を使つての表記の仕方では濫用の危険性がもちろんあるわけですので、その規定は避けたいと思います。なおかつ、いわゆる社会的規範といいますか、性道德のその規範概念を前提としたような淫行概念、あるいは淫らな性行為概念、あるいは不純な性行為概念、

このようなことにも通じますので、その言葉は使わずに、あくまでも被害を受けたという事実、性被害という、子どもの視点からの被害概念というところを出発点にした概念化が必要なのではないかということで、違った構成要件の規定の仕方が必要だろうというところは認識されたところです。

もう少し読ませていただきますと、淫行の明確性については、最高裁の判決において、限定解釈のもとにその有効性が維持されましたが、同判決には反対意見というものもつけられておりますし、研究者の間でも議論の余地が縷々あるわけです。罪刑法定主義、ないしは明確性の原則という視点からの要請から、やはりこういう言葉は避けたほうがいいということになりますし、県民にもわかりやすい規定の仕方が求められているということで、本県では採用をせずに、具体的な個別の表記の仕方で限定化し、構成要件を明確にしていくということです。

裏返して、2ページになりますが、「性行為」という概念も広く捉えられることがありますけれども、ここでは性交、Sexual intercourseという意味ですね、及び性交類似行為、それに近い概念ということで、身体への侵襲行為といったような性的侵襲行為などが入ってくるということになりますし、そういう言葉で実際には運用されておりますが、それと同義として使うということでございます。

わいせつな行為というのは、社会的規範との関連がありますが、そこに示されているように、いたずらに性欲を刺激興奮せしめたり、その露骨な表現によって健全な常識のある一般社会人に対し性的羞恥心及び嫌悪の情をおこさせるような行為という、判例条文の解釈の仕方ですが、それを前提とした概念として用いるということになろうかと思えます。

最高裁判例をさらに限定するという規定の仕方ですが、これは第一類型にまず絞り込むということが、先ほど説明したとおりでありまして、さらに加えて「誘惑」という概念を外すということです。誘惑は通常の恋愛でもあり得るということから、そういう前提として誘惑行為というのはどうにでも解釈できるということになりますので、言葉としてそれは適切ではないということで採用しない。ただし、威迫・欺きという概念、欺罔、困惑、これは必要な明確性を備えているのではないかと。

さらには、ここに「等」という言葉で少し広く捉えたいという思いもあろうかと思えますが、それは対象行為が広範になって不明確になるということで拡大解釈されるおそれがある、刑罰を伴う禁止規定としては不適切であるから採用しません。あくまでも刑罰を伴う禁止規範としてということですが、それは採用しませんということです。

その心身の未成熟ということ、これは先ほども論点の中に出てきましたけれども、これは、子どもはどうしてもまだ精神が未熟だというような了解の仕方になろうかと思えますから、およそ子ども一般が全てここに当てはまる可能性もないとは言えないということになります。つまりそれは運用次第でどうにでもなる可能性があるのではないかと、拡大解釈されるおそれがある、これは採用しませんというのがそのコメントとしてつけています。

困惑に乗じてというのは、これは困惑状態にある子どもを対象に性行為等を行う状況です。対象を広くする効果がありますが、構成要件の明確性の面では問題はないということで落ちつきました。

それから、最高裁の第二類型、これは除外するというので採用しないという結論を得ております。

その他、4番目のところですが、大人が真摯な恋愛を除いて、判断能力が未熟な子どもと性行為に及ぶということは、大人の責任としてあってはならない、許されないということを基本的な考え方として明記していこうということです。

それから、これも繰り返しになりますが、罰則は最上限になりますが、2年以下の懲役、又は100万円以下の罰金とするということです。

これもまた繰り返しになるんですが、知的障がい児を保護対象として規定してはどうかというご意見もございましたが、知的障がいというのは法令上、定義が明らかでなく、実際にも境界が不明確であるということから規定は置かずに、予防のための教育、予防教育や被害者支援の段階において対応したらどうだろうかということです。

したがって、知的未成熟に乗じる、精神的な未熟に乗じるということは、整理案の中では反映しま

せんということにいたしました。

3ページ目になりますが、周辺行為ということで、これも先ほどの論点のところ結構いろいろな議論が出てきたところです。子どもにわいせつな行為をさせるということですが、「何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為をさせてはならない」という、その種の規定を置いてはどうかということで、ご意見は、これも幾つかの視点が分かれてくるんですが、訓示規定の、つまり罰則が伴わない形で置く分においては問題ないだろうという形で、罰則なしとして条例の中に盛り込んでほしい項目であるということにいたしました。

座長整理案の考え方としては、1つは17事例の中に、わいせつな行為をさせるという事例がもちろん、それを前提とした事例の収集だとか、意見聴取しているわけではありませんで、全くないのかどうかは、正直、私どもではわかりませんが、少なくともこの検討会ではその前提を欠いているということですので、立法事実の確認ができていないということになります。

他県においてもその種の検挙事例は必ずしも明確に出てきているわけではないと、一般的には、わいせつな行為をさせ、そして最終的には性行為というところに発展していくという、その出口といいますか、最終段階のところでの問題というところが表に出てくるということもあろうかと思いますので、なかなか検挙というところにもなっていないだろうと私は考えますが、立法事実の確認がないということが一つのポイントになっています。

それから規定が必要かどうかという、その必要性に関してですが、県内での立法事実の確認ができないことや刑罰法規の謙抑性という観点から見ますと、罰則をつけて規制するということには躊躇せざるを得ない。罰則は付さないとするが、しかし、禁止規範としての意味合いというものは否定はできず、したがって、訓示規定として条文を起こしておくというには意味があるということです。

全国では10道県において「わいせつな行為」という表現で規定しておりますが、これは罰則がついておりますけれども、長野県ではそれを最終的、そのところをターゲットにした議論というものを十分やっているわけではありませんで、少なくともここではこの種の規定は置かないで、訓示規定として置くということになります。

子どもに「淫行をさせる」ということについては、児童福祉法に処罰規定があるために「わいせつな行為をさせる」ということに限定して規定をするということです。

それからもう一つ、「教える」、「見せる」という概念ですけれども、「何人も、子どもに対し、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為若しくはわいせつな行為を見せ、又は教えてはならない」という、これも禁止規範としては意味がある。しかし、罰則を伴うものにはいたしません。立法事実の確認ができないということが1番目にありますが、それでも規定の必要性はないとは言えないということです。禁止規範としますが、罰則が伴わないということです。

それから4ページに移りますが、深夜外出の制限についてです。こちらは、子どもが性被害に遭うことを未然に防ぐという意味合いでもあるわけです。その趣旨から深夜の第三者による連れ歩き、つまり、保護者の許諾を得ないでの連れ歩きに対しては厳しく対応する必要があるだろうということが了解されております。その保護者自身ですとか、あるいは事業者ですとか、今回、一般の県民全体に広げておりますが、そこに注意喚起といいますか、子どもが深夜出歩いているというようなことに対して、大人が我関せずというような姿勢では望ましくはないだろうということです。

そこに説明を一つ入れておりますが、詳しく見ておきますと、「何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならない。」これに対しては罰則付きの規制を用意してはどうかということで、これも各委員の方々が全て同意されているところでございます。

保護者自身に対しては、一番上にありますが、「保護者は、通勤、通学、その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを外出させないよう努めなければならないものとする」と、いわゆる努力義務規定ということになるわけです。もちろん努力義務ですので罰則はありません。深夜というの

は、前回もご紹介いたしました、午前11時から翌朝の午前4時までということです。

そのほか、事業者においては、「深夜に営業を行う者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる子どもに対して、帰宅を促すよう努めなければならないものとする。」帰宅を促すという義務、努力義務ということになります。さらに、先ほど申し上げましたように、それは事業者のみならず、一般県民においても同様の努力義務を持って示しておくべきではないかということで、並列的ですが、あわせて書いておきました。

座長整理案の考え方としては、立法事実として深夜外出で報告されている事案がかなり、圧倒的に多い数字になっていると、県内の深夜の徘徊補導という件数もかなりの数字を示しています。県警の17事例というものも、このうち3分の1の事例が深夜事案であるというようなことに鑑みても、深夜への対応ということは必要であろうということになります。

社会全体でといいますか、県民全体で子どもが深夜外出をしている、帰らないという状態に対して、県民がしっかりとそれに対して帰宅を促すというような姿勢を持つ必要があるのではないかと考えます。これは寝屋川の事件があったからというわけではありませんけれども、それは県民全体の責任として努力義務規定として置いておくべきではないかという、それが座長整理案の考え方です。

その他のところでは、下にありますが、その他正当な理由というところで、これは当然、急病だとか火災等の事故、児童虐待等、保護者が正常な監護をしていないようなケースの場合を想定して、正当な理由があるという場合にはもちろん適用除外ということになりますけれども、そのような趣旨で座長整理案をまとめさせていただいております。

5ページ目ですが、これは運用上の注意で、子どもにかかる免責規定のところですが、これはもうほとんど異論のないところで同意を得ておりますので、そのまま示してありますが、基本的な考え方としては、「条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意する。」そしてもう一つ、「子どもの最善の利益を尊重しなければならない。」この2つをしっかりと条例上も明記しておく必要があると、こういうことで合意を得ました。

この種の規定の必要性については、どうしてもプライベートな空間への法的な力の介入になりますので、それが恣意的に運用されては困るということです。あるいはプライベートな空間に土足で足を踏み入れるというような言い方でよく非難されることもありますが、自由な恋愛を阻害してしまうというようなことになっては、これは行き過ぎた介入となり、あってはならない介入になりますので、そういうことによって国民の行動が規制されるおそれが出てまいりますので、濫用防止規定が必要であろうと考えます。あわせて、こうした条例にも謙抑的な姿勢といいますか対応が必要であろうと、謙抑的対応を担保するということです。

それからもう一つの視点というのは、やはりこれは何のための規定か、誰のための条例を整備するのか。行政のために条例をつくるわけでもありませんし、特定の利益集団のために条例を整備するわけではありません。あくまでも子どもの視点に立って、子どもの性被害を防止するという観点からの、あるいは被害を受けた子どもに対して適切な支援をしていくということを目的とする条例整備であろうということです。当然その前提としては、子どもの視点からの運用というものが望まれるということになります。したがって、その子どもの思いに寄り添った対応の必要性があるということから、子どもの最善の利益の尊重と、これをしっかりと明記しておく必要があるのではないかということです。

その他のところですが、これは当然、国民の権利への介入ということにもなりますので、国民の権利を不当に侵害してはならないということです。

それから、子どもの免責規定ですが、これも先ほど申し上げましたように、この条例は誰のための条例かと考えますと、当然、子どもを罰する規定にはいけないということでありまして、この条例の罰則は子どもに対しては適用しない。子どもというのは18歳未満の者ということになりますが、座長の整理案の考え方としては、子どもを見守り、支えるべき大人の子どもの成長発達を阻害する行為を規制することが目的ですので、規制することによって子どもの性被害防止を図るということにな

りますので、当該行為者が子どもであったという場合、この子どもを罰するという視点には立つべきではなく、免責規定をおきますということです。行為者が子どもの場合には、むしろその子どもへのカウンセリング、教育やカウンセリングが必要になってくる、そちらで対応していくべき問題であるという視点を打ち出すことになっています。

ちょっと長くなりましたが、5ページにわたって論点になっているところ、とりわけ刑事規制を伴う、そういう保護をしていくという視点からの具体的な取りまとめですので、少し詳しく見てまいりました。

今の点を踏まえて全体の条例のモデルというものを資料3として要項的に示しておりますが、ちょっと長くなりましたので、今のところまでで整理をしたいと思うのですが、資料2につきまして、委員の方々のご意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。

異論があるところに関しては、この取りまとめ案といいますか、座長案の中には盛り込んでいないつもりですが、あくまでも最大公約数ということで皆さんが同意できる、合意できるという範囲の中での整理案ということになっておりますが。もちろん個別の意見としては、ちょっとこれでは問題だと、この部分についてフォローできていないじゃないかというご意見があらうかと思うんですが。それを、先ほどの論点として、個別の委員の意見として知事報告はさせていただくようにしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

この規制にかかる情報の提言について、座長整理案としてまとめたものについてご同意いただけるかどうかということですが、峰委員、お願いします。

○峰委員

1点、確認といいますか質問させていただきたい点がございまして、4ページの深夜外出の制限についての内容でございます。

実線の四角の中に囲まれております4点のうちの最後の2点ですね。一番最後に「何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならないものとする」という、包括的な規定がございまして、それに加えてさらにその上の「深夜に営業を行う者に対して、努力義務を課す」というような規定を更に設ける必要があるかなという点が1点ございまして、ちょっとこの点、座長にお取りまとめの趣旨等をご説明いただけると幸いです。

○安部座長

これは前回の議論の際にも、事業者への働きかけということ条項の中に起こしたらどうかというような、私が提案したもののじゃなかったかと思っておりますが。

やはり事業者は、やっぱりそういう子どもたちが集まってくる場所を提供する場合がありますし、あるいは子どもたちがそういうところに、本来であれば10時ぐらいまででもいいような場所があると思うんですが、いつまでもなかなかそういう施設から立ち退かないと、帰らないというような場合に、一番目が届く人として一定の努力義務を課してはどうかというのが、事業者への視点ですね。

それで、そのときに、全体的に県民の個別のこういう帰宅を促す義務といいますか、努力義務というのが必要なかどうかというのは、私は前回、あるいはその前あたりに議論をしたときには、そういう意識はちょっとなかったんですけれども、もう少しやっぱりそれを県民レベルに広げてもいいのではないかとこのところ加えさせていただきました。

ではどう違うのかと言われると、実は違いはないのですが、違いはないのですけれども、事業者というところを明記することによって、より明確なメッセージが送れると考えます。ちょっと話が迂遠なことになるかもしれませんが、児童虐待を発見した者の責務として福祉機関等に、警察でもいいですが、通告する、通報する義務がある。いわゆる通報義務、通告義務ですね。これは要保護者、保護すべき子どもを発見した者は児童福祉法に従って通告をしなければいけないということに、従来

はなっておりまして。ただ、やっぱりその後、国民全体に課されている義務ですので、誰がその責務をしっかりと持って通告しなければいけないのかということが明確にならない。

だから、児童虐待防止法の中では、その通告すべき者をより限定して、子どもの虐待を発見しやすい、そういう当事者といいますか、医療機関の者であるとか、学校の先生であるとか、そういうところに特定化しています。国民の責務からやっぱり専門家の責務へというところに起こしたわけです。では国民の責務がなくなったかということ、そんなことはないわけですがけれども。もちろん今の児童虐待防止法でも、専門家の人は届けなかったら罰則が課されますかと言われると、そうではないですね。そういう意味では一般の国民全体も専門家も全く同じ責務なんですね。

ちょっと迂遠の話をしてしまいましたが、こうやって帰宅を促す義務というのものも、広くはやっぱり県民の義務としてあるだろう。特に事業者はその責務をより強く感じてもらわなければいけないと。一番発見しやすい場所にいるとっていいという視点で両者ともに、提起してもいいんじゃないかと考えます。その規定の仕方というのはちょっと難しいかもしれませんが、そういうような視点で取りまとめさせていただきました。

以上が峰委員の質問に対する回答です。

○峰委員

わかりました。ありがとうございました。そうしますと、何人もと規定してしまうと、やっぱり一般的な国民としては、事なかれ主義ではないですがけれども、私はちょっと関係ないというような形で対応してしまうことが多いかもしれません。

そこで、一般人よりも明確に自覚を持ってもらう、責任感をより強く持っていただく必要のある、一定の業種というのをピックアップしていくというような、そういう規定ぶりであると理解することによってよろしいのであれば、非常によくわかりました。ありがとうございました。

○安部座長

そのほか、轟委員をお願いします。

○轟委員

基本的にこの全体に賛成でございます。その理由でございますけれども、当事者である県警でこうういただいた17事例もございまして、また専門委員会であえて出席いただいて、性被害についてご報告いただいたAさんの事例も、これ含めて考えたいと思うんですが。それを踏まえても一定の規制の必要がある一方で、立法事実がないものについてまで罰則をつけて規制するということは、規制をできるだけ最小限にとどめる、抑制的に制定するという今回の委員会の趣旨にも合致していると考えます。

そういった両方の規制の必要性、それから最小限の規制にとどめるという部分からも、この内容は適切だと思いますし、また委員によって意見がばらばらな部分については、やはりそういうものについては、ちょっと規制についてまだ現段階で一本化するのはいかがなものかと思いますので、まあ、そこは排除するというのも一つの考え方だと思って読ませていただきました。以上でございます。

○安部座長

ありがとうございます。伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

最大公約数という意味では、資料2のような整理になると思いますので、その内容については、特段、この場で異論はございません。

ただ、先ほど峰委員からもご指摘のあった、深夜に外出している子どもに対して帰宅を促すよう努めなければならないものとするということについては、今までの検討会で議論があったかと言われるとそうではないように思います。もちろん寝屋川の事件は、非常に衝撃でしたし、考えるところはあったと思うのですが、最大公約数をまとめたという話だと疑問に思いますので、その点について、あえて申し上げたいと思います。

○安部座長

ありがとうございます。今、ご指摘のとおり、県民の全体にかかる、何人も、深夜外出に関する防止、責務があるというような視点というのは、罰則はないといえども、ここでは議論に出していなかったということをご指摘のとおりです。それはちょっと私のほうで勇み足的に入れてしまったところがあるんですが、罰則なしで、県民の責務というものをどう位置づけるかということに関係してくるんですが、条項として県民の責務というのを一つ起こすとすると、ここも入ってくるでしょうということでご同意いただければと思っております。そうご理解いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○伊藤委員

わかりました。

○安部座長

ありがとうございます。そのほかの点については、伊藤委員、全体としては。

○伊藤委員

特にございません。

○安部座長

ありがとうございます。

そうすると、今の規制といいますか、訓示的なものを含めてですが、他県で言うところのいわゆる淫行禁止規定、威迫行為といったものの性行為規制ですけれども、威迫等性行為規制ですね。そういう部分に関しての座長整理案という資料2についてはご同意いただけるということによろしいですね。

○出席者一同

異議なし

○安部座長

ありがとうございました。では事務局から確認なり、質問なりというのがありますでしょうか。

○青木次世代サポート課長

安部座長さんには、取りまとめいただきまして誠にありがとうございました。

ちょっと県側として確認をさせていただきたいことが2点ほどございまして、実は3ページの周辺行為の、上段でございますけれども、わいせつな行為をさせるの2番の規定の必要性でございます。その一番下段でございますが、子どもに「淫行させる」については、児童福祉法に処罰規定があるため「わいせつな行為をさせる」に限定し規定するというところで、性行為については除いているわけでございますけれども。児童福祉法の解釈として、今、児童に淫行させる行為の解釈として、事実上の影響力ということが言われておりますけれども、この事実上の影響力がない場合の性行為をさせる行

為というものについてはどのように考えたらよろしいかというのが1点、疑問を持った点でございます。

もう一つ、その下段の子どもに性行為又わいせつな行為を「教える」、「見せる」の行為でございますけれども。性行為若しくはわいせつな行為を見せ、又は教えるはならないものとするということ、他県の条例なんかを見させていただくと、「教える」という言葉を使っているわけでございますけれども、「教える」、悪いことを教えるという言葉もございますけれども、どうしても何か、下段が一番、規定の必要性で「性教育は自己の性的好奇心を満たす目的ではないので該当しない」ということでわかるのでございますが、どうしても何か「教える」ということが、どうしてもいいことを教えるというようなふうに捉えてしまう一般の方もいらっしゃるのではないかということで、表現として、この「教える」、他県は使っているんですけれども、これがいいのか。例えば「そそのかす」とかという別の言葉を使う可能性はないのかどうかという、この2点をちょっと教えていただければと思います。すみません。

○安部座長

ありがとうございます。今の2つの点については、この検討会で論議したところではないですよ。

最初の「淫行させる」と、児童福祉法の34条1項で禁止している規定については、事実上の支配力関係というようなところで絞られているので、そこから漏れてしまうものについてはどうしたらいいのかというお話だと思うんですが。

この点について、私なりの考えもございますけれども、轟委員、何かございますか。

○轟委員

まだ、ちょっと。

○安部座長

では後ほど。どなたからでも結構ですけれども。

具体的にはどういうケースを想定しているかといえば、盛り場で知り合った30代の男性と16歳の女の子が性関係を持ったとしますね。その後、その30代のAさんの友だちに斡旋するというような場合には、紹介してその人とも性関係を持つ。あるいはそのところで、一人が最初いたんでしようけれども、Aさんに加えてBさんも参加してくるといふか、入ってくると、そういう事案を想定した場合に、Aさんは自らその性行為を行ってれば、もちろんそれは通常の困惑に乗じて行くとか、困惑させて行くとか、対応ができると思うんですが、実はその後のBさんはどうなのかと、こういう話にもなってくるのですが。

峰委員、刑法そのもののテーマにもなるかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○峰委員

申しわけございません。ただ、すぐには考えがまとまらないところです。

○安部座長

いや、私はそのお話を今伺ったときに、承継的共犯の概念を使ってもいいだろうと。つまり困惑している状況にBが加わってくることだってあり得るからです。

だから当然、そのBもその困惑状態というものを活用して行った規範違反行為をした。それからそのAは、全く性関係を持たなかったといった場合も当然出てくるわけでしょうけれども、その場合、紹介をしたというところで、それが幫助になるというような話だろうと思うのですが。

周辺行為の議論をする際に、それは主犯として概念化するんじゃなくて、共犯概念でもって規制す

ることも可能じゃないかというような議論があつて、それでいいですよねというところの確認をして、特に場所の提供とか、周辺行為に対する規制をしませんということになったんですが、そこも踏まえて考えますと、正犯者はやっぱり淫行する、いわゆる淫行とは違うんですが、威迫等による性行為を行う者は正犯で、それに付随していろいろと周辺の人が出て、その人の禁止規範としては正犯に準ずる形の対応をするか、あるいは幫助者としての対応をするかというところでの対応ができるのではないかと私は考えましたけれども、そのように思われますが。

轟委員、考えまともりましたでしょうか。

○轟委員

この後段をちょっと、今、後段のところの「子どもに性行為又はわいせつな行為を教える」という部分について・・・

○安部座長

そうですか、それはちょっと置いておいて。すみません、次のテーマで。

○轟委員

では、特にございません。

○安部座長

そうですか。いや、そういう形ですので、あえてその淫行させるというところをここに盛り込まなくてもいいのかなと感じましたけれども。ただ、漏らさず全部入れていきましょうという話になっていくと、当然そういうものを概念化できると思うのですが。

今回の議論の中では、本当に必要最小限のところでの対応をしましょうということですので。訓示規定であっても、本当に必要最小限のところという認識で理解できるのではないかと思います。

○轟委員

座長のご意見に反論になってしまうかもしれないんですが、座長が前、研究なさっていた飯田の判例研究、あの判例解説の部分から考えるとどうかなと思うんですが。あれはまさにさせたようなケースに該当しませんか。

○安部座長

飯田の事案は、その淫行させるというところを広く捉えたわけですよ。で、まさにそれは教師という立場でありながらという話で、事実上の支配力を及ぼす関係にあつてというところで、最高裁も児童福祉法の適用を認めたという話でしたけれども。そうでない人がそういうことをやった場合ということですから。そのときに、それはわいせつ行為をさせているわけですから、事実上の支配関係がなくてもわいせつ行為をさせるというところでの把握はできると思います。

もちろん淫行させた場合でも、やはりわいせつ行為をさせているというところに広く考えられるのではないかと解釈できると思うんですが。もちろんそう解釈としたからといって、すぐに刑罰化されるわけではなくて訓示されているだけです。特段問題がないように思いますが。伊藤委員、いかがでしょうか。

○伊藤委員

私は安部座長のご説明のとおりだと思っております。そもそもこの資料2の取りまとめというのは、ここでの議論の最大公約数の取りまとめであつて、例えばこういう場合だったらどうなるのかという

ところについてまとめるものではないという理解です。

先ほどの事務局の方からの質問に対しては、安部座長のお話のとおりだと私自身も思いますし、そもそも資料2の位置づけという意味では、ここで議論されていないことも当然あり得るということにはなると思います。

○安部座長

ありがとうございます。今の伊藤委員のお話もそうなのですが、想定されるいろいろなケースというのはあろうかと思います。ただ、やっぱり最小限を規定化していく、盛り込むものは何かというところで、この検討会として合意形成できる部分に絞り込んでまず表示していきましょと、座長整理案としてまとめていく場合ですので。そういう意味で、解釈で少しそこは広げられるものであれば、それは可能性としてですが、把握できないわけではありませんが。

先ほどの私の回答の仕方でも同意いただければとは思いますが、峰委員。

○峰委員

私もよく考えてみますと、この規定はそもそも罰則がない規定ですので、ここを厳密に考えてもあまり意味がないと思います。そういうことになりますと座長のおっしゃるとおりの解釈で、要するに事実上の支配を伴わないというものについても適切に対応することが可能ですし、しかもそれが漏れたからといって、そもそもこれに対する罰則ない規定である以上はあまり議論の意味がないのかなという気がいたしました。それから伊藤委員がおっしゃったように、この座長整理案の趣旨としては、議論の結果、こうなりましたという方向性を示すということに意味がありますので、おっしゃるとおりだろうと思います。

○安部座長

ありがとうございます。では轟委員もそういうことでよろしゅうございますか。

○轟委員

結構です。

○安部座長

それから2点目の「教える」、「見せる」という、特にその中で「教える」という言葉にちょっと違和感があるんだということでありましたけれども。

これは先ほど轟委員からそちらについてと。

○轟委員

代わりの言葉がちょっと思いつかないです。教える、そそのかすと教えるが同意味かという、またちょっと違いますよね。難しいですね。

○安部座長

これについて何か、峰委員、ご意見ございますか。

○峰委員

確かに教えるという言葉にある一定の何か価値観というのが伴うというように感じる方からすると、ちょっとそぐわない言葉と感じられるのかもしれませんが、ここで言っている教えるというのは正しいことを指導するという意味ではないのは当然ですし、それからほかに置きかえるとしますと、

情報提供というのでもちょっとおかしい気もします。

まあ何というんでしょうか、適切ではない知識を与えるというようなことなのではないかとは思いますが、それはこの教えるという言葉を使ったからといっても、特に解釈が分かれるということにはならないのではないかと思います。

○安部座長

ありがとうございます。伊藤委員、何かご意見ございますか。

○伊藤委員

私自身もほかに適切な言葉があるかといえば、思い当たりませんし、峰委員がご指摘のとおり、教えるという中身は良いことを教えるのだというようなお考えもあるかもしれませんが、必ずしもそうではない、教えるというのはあくまで良いことを教えることには限らないというのが意味だと思います。特にここでも議論があったわけではございませんし、このとおりでよろしいのではないかと思います。

○安部座長

ありがとうございます。私も特にこれは、説明の仕方の問題かと思うんです。教えるとは何かということについて、県民の方々に、わいせつな行為を教えるという言葉に抵抗があるといった場合に、教えるとはどういうことなのかということの説明しなければいけないとは思いますが、いわゆる性具の使い方を教えるとかですね。そういうことを想定しているわけでしょうけれども。青少年健全育成条例等に関心のある方は通常見る言葉ですので、そんなに違和感がなく使われている言葉だと思います。

そのことが全く頭がない、当然県民の方からすれば初めて聞くというようなことにもなるわけでしょうから、そういうときには説明をする必要はありますけれども、ちょっとこれにかわる表現を考えることでかえって混乱するかなと思いますので、このままで私もよろしいのではないかと思います。

そのようなことでよろしいでしょうか、事務局の質問には。

○青木次世代サポート課長

お時間をおかけいただきご議論いただきまして、ありがとうございました。

○安部座長

条例のモデルに関しての座長整理案ということで、資料3のまとめは時間がたちましたので少し休憩を入れさせていただいてよろしいですか。はい、では10分ほど休憩ということで、45分に。

(休憩後)

○安部座長

よろしいでしょうか。44分ですけれども、それでは会議を再開させていただきます。

資料3をご覧ください。これは知事に報告する最後の座長整理案として、条例全体のモデル要領といたしますか、条例を整理する際に盛り込むべき、いってみれば要項といった形になるんですけれども、そういう形で各委員の方々が提示され、ご異議が出ない形で取りまとめをさせていただきました。座長整理案としてご検討いただきたいと思います。

これは詳しく全文を読むような形にもなりますけれども、読ませさせていただきます。

まず、目的・基本的考え方という第1項目ですが、そこにおける目的というのは、子どもを性被害

から守るため、子どもの性被害の予防及び性被害を受けた子どもの支援のための取組の基本となる事項並びに必要な規制を定めることにより、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進し、もって子どもの尊厳の保持及び健やかな成長の支援を目的とすること。

以上が目的ですが、これをどのように規定化するかということは、これは、私たちがその種の条例案をつくって提示するわけではございませんので、あくまでもその中に必要なモデルというものを示していくということですので、この目的という規定を置く場合にはこのような条例内容に、表現内容を重視して欲しいという思いです。

ここでは第1行から第2行にありますように、性被害の予防ということと性被害を受けた子どもたちの支援ということ、つまり予防と支援です。そして必要な範囲での規制というところ、これを三本柱とするということによって目的になっております。その寄って立つ基本的考え方としては、やはり子どもの尊厳を保持するという、そして健やかな成長を支援するという、この精神というものを生かして条例を整理してもらいたいということです。

それは当然、基本的な考え方の中にも反映されるわけですが、2項目として基本的考え方ということで、そこが理念なり、ここでも伊藤委員からもご提示いただきましたけれども、前文のような形で示していければいいのではないかと。理念規定に置くか、前文の中に統合していくかということは、これは具体的に条文を案文化した、条例の案文を策定していくにおいては必要なことだろうと思いますが、そこに盛り込まれるべきことというのは、理念として、あるいは前文として基本的考え方を示していくということです。

基本的考え方としては、まず「子どもはかけがえのない存在」だということをしっかりと、これは前文になるためのことになるかと思うんですが。

まず子どもは社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在であるということをしっかりと示す。次に子どもの性被害、そういう性被害を受けてしまうことが現実起きるわけですが、その心身に重大な影響を及ぼすことにもつながるといって、さらにその被害を生じさせる行為というのが、子どもの尊厳を踏みにじってしまう卑劣な行為であってこれを許すべきではないということ、これをしっかりと、基本的な考え方の中にも盛り込んでいくべきだろうということです。

「子どもを性被害から守る取組」ということで、まずは子どもが自己を大切に思う心を育み、性被害を受けた子どもを心身両面で支えなければならぬものであるということ。そして2項目としては、県民総ぐるみで、深夜に外出している子どもに対し帰宅を促すなど、子どもを性被害から守る取組を強化することが必要であること、これをそこに明示してあります。

さらに加えて「重視すべき点」ということで、条例の中にしっかりと明示して欲しい、重視していただきたいことですが。

まず大人が、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもと性行為に及ぶことなどは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないものであるということ、これは一つの規範として明示するということになるんですが。

そして2番目には、条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意するとともに、子どもの最善の利益を尊重しなければならないものとする、これが重視すべき点ということです。

以上の点については、いわゆる他県における淫行禁止規定というものと、全く性格は違うわけですが、そういう規定を整備する際に、ここに重視すべき点というところが盛り込まれていかなければならないということです。

具体的には2ページ目になります。具体的項目として挙げているものですが、そこでは全体としては4項目あります。

柱である予防というポイント、それから2番目の支援といいますがケアをしていくということ、そういう性格のところ。それで3番目には、県民に向けての啓発活動というのがここに加わってい

ます。そして、規制の対象項目というところが4番目になっております。4項目めについては、先ほどご検討いただいたところです。

その前に1番目の「性被害の予防に関する施策」ということで、県の責務をうたっているようなところですが、県は、子どもを性被害から守るための人権教育並びに情報モラルに関する子どもに対する教育及び保護者に対する啓発活動を充実するものとする、という責務がありますということになってまいります。

それから2番目としては、県は、子ども、保護者等が子どもの性に関する相談をすることができる体制を充実するものとする、ということです。これは既に出発しています子ども支援条例がその運用に当たって、相談体制をしっかりと充実させる趣旨で制定されていると思いますが、特にそれを性に関してということで特化した項目を置くということになります。

3番目、県は、県民等が行う子どもを性被害から守るための教育、人材育成等の取組に対する支援、その他の必要な措置を講ずるものとする。これはその種の、NPOですとか、いろいろな支援活動をするような組織に対する支援、あるいは人材育成というようなことにもしっかりと目を向けていく必要があるというような視点を提示していこうということです。

そして大きな項目の2ですが、性被害を実際に受けてしまった子どもに関する施策としましては、第1に県は、性被害を受けた子どもが心身に受けた影響から早期に回復し当該子どもが健全に成長するため、関係機関と連携し、当該子どもの身体的、精神的及び経済的負担の解消又は軽減に資する医療、支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。この性被害関連の各機関、対応すべき機関がございますが、長野県でもワンストップセンターの整備というものが推進されることになると思うのですが、そういうことと歩調を合わせて、あるいはそれに先んじて子どもへのいろいろな支援体制というものを整備していくということが必要であるということで、支援体制の整備をすすめるというものです。

特にこの検討会でも、情報を提供していただきましたが、犯罪被害を受けた子どもの場合には、何らかの医療的な支援、あるいは経済的な負担の軽減というものがなされているけれども、それが犯罪とされない被害の場合には、現実的に経済的な支援といえますか、負担の軽減といったようなものは難しいというお話もございました。そういうことがないように、支援体制をしっかりと整備する、そのための条例でもあるということになるわけです。なにか、威迫等を受けて性被害に至ったというような場合には、条例違反の犯罪行為になるわけですので、その被害の子どもに対しては医療的な支援、あるいは経済的な負担軽減というものが正面から可能になるということです、ぜひその点を条例の中で整備していただくということです。

第2として、県は性被害を受けた子どもが安心して支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修の実施、その他の必要な措置を講ずるものとする、ということでありまして、できるだけ身近な人がいろいろな、その寄り添うということが現実的な話かもしれませんが、やはりしっかりと専門教育を受ける、あるいはその支援の実地での研修を受けた人たちが専門的な見地からケアに当たるということが、当然のことです、子どもたちのナイーブな、まさにそういう不安定な状況の中でどうかかわっていくのかということころは、その専門的な知見というものでしっかりとカバーしていくといえますか、そういう必要性があるということで、支援を行う者への研修の実施といえますか、一定の、それもまた支援の支援なんですけれども、そういうことの必要性ということがここで明記されるべきではないかということで、2番目の黒ポツがあります。

そして県民全体に向けての啓発活動ということでありまして、第3にですが、県は、子どもの性被害が子どもの心身に及ぼす影響、子どもの性被害を防止することの重要性、子どもの性被害に関する相談体制又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする、と、県民に向けた一つのメッセージをしっかりと県が示していかなければいけないということになりますし、単にそれは規範形成にとどまらず、支援体制がこのようにちゃんと整備されていますとか、相談体制がこの

ようになっていきますというようなことのメッセージもきちんと県民に周知させていくということが県の責務として掲げられるべきではないかということです。これは3番目の啓発活動です。

3ページになりますが、ここは先ほどご議論と申しますか、確認をしていただいた規制項目になります。したがって、これはいろいろ議論がありましたけれども、最大公約数的に同意が得られたものについて規制項目の中に明示していこうということでもあります。

(1)が、威迫等による性行為等の禁止。もちろん「淫行」という、あるいは「みだらな」という言葉は使いません。威迫等による性行為等の禁止という項目です。

まず1番目が「何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行ってはならないものとする」と、これは先ほどの繰り返しになりますので、よろしいかと思えます。

それから2番目が、いわゆる罰則はついておりませんが、「何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせてはならないものとする」ということです。

それから3番目としては、「何人も、子どもに対し、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為若しくはわいせつな行為を見せ、又は教えてはならないものとする」と、以上です。

それから(2)の深夜外出の制限ですが、これは先ほどの4項目と全く同じですので、よろしいですか。これは説明いたしません、以上が3ページになります。

そして4ページ目になりますが、これは罰則の適用に当たっての留意事項ということで、一つ、留意事項の適用条項に関連したことで、先ほどお話ししていないところが一つ入っています。「当該子どもの年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることができないものとする。ただし、当該子どもの年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでないものとする」と、この規定、この種の罰則適用規定は、実はここではまだお諮りしておりません。これは今日、初めて出す表現内容になりますが。青少年健全育成条例の中で、子どもの年齢を知らないことを理由として処罰は免れませんよと、いわゆる淫行規制の場合ですけれども、その規定と同じものをそこに表記してあるわけです。

子どもの年齢を知らなかった、たとえば16歳だということを知らなかったということを抗弁、つまり言い逃れとして言われた場合、原則は当然、それは理由にはなりませんということですが、年齢を知らないことに相応の理由があるということで立証責任の転換のような話になりますけれども、被疑者・被告人がそれを証明できるというような場合、つまり子どもの年齢を知らないことに過失がなかったというときはこの限りではないとする規定を盛り込むということです。これは健全育成条例には必ずあるような規定ですが、それをここで置くべきではないかという、新たな提案で大変恐縮なのですが、少しご議論していただければと思います。

それから、下のほうは既にお話したようなことで、免責条項になります。規制項目に違反した者が子どもであるときは、当該子どもについて罰則は適用しないものとするということです。あるいは、違反する行為をしたとき子どもであった者についても同様であるということです。これもほぼ、健全育成条例の規定の多くには見られるものですが、類似の規定になっております。特に上段ですが、これについて少し、後で議論いただければと思います。

それから定義に関するところ、これも前回、少しいろいろ議論をさせていただきましたが、基本的に子どもという概念については、18歳未満の者全てということになるということです。

そして性被害、これが一番重要な概念です。あるいは、ちょっとわかりにくいと言われてしまう可能性もあるところです。特に県民に了解いただけるかどうかというところは、今後の議論にも託さざるを得ないところがあるかと思いますが、法令上、明らかに性犯罪、あるいは性的な犯罪とされるような概念については了解可能だと思います。それがそこにありますア、イ、ウのところまでは、これまでの法令によって規制の対象になっている概念ですので、刑法上の性犯罪概念と児童福祉法上の概念、それから児童買春禁止法の概念というのがありますけれども、それ以外に今回、威迫等性行

為禁止という話になりますと、新しい概念として、それに伴う被害というものが出てくるわけですので、それが一つ加わってくるということになります。

規制の対象となるのが、今回の条例の中で規制の対象になるのはエのところ、ないしは深夜外出云々というところですが、そのオという新しい領域、いわゆる性被害をどう捉えていくかというときに、これはもう少し、被害者目線で考えたときには広がってくるだろうということで、迷惑防止条例の例えば盗撮の被害に遭うことや、そのことでそれらがネット上に頒布されて困るというような問題も生じていますけれども、あるいはそれでもって威迫されるということも将来的には出てくるかもしれません。そういう行為もここでは性被害として捉えるということになりますし、ストーカー規制法でいうつきまとい行為の被害なんかはこのオの概念の中に入ってくるだろうということになります。

それから、それにとどまらず、児童虐待ですとか、その中の特に性的虐待、もう少し広がった枠になりますけれども、広く、伊藤委員は広くという言葉はあまり使うべきではないということでありましたが、ここでは把握し切れないようなことも、被害者目線で見たときに性被害として位置づけられるようなものがあるのではないかということで、カとして性的濫用行為というのが広く捉えられるということになると考えます。ただ、それらの性被害のうち、そういうことを定義することの意味がどこにあるのかといいますと、当然、そういう性被害を受けないように予防教育をしっかりとやりましょう、あるいは、そういうメッセージをしっかりと県としても出していきましょうということになりますし、あわせて被害を受けた子どもたちの支援といいますか、これを対象から外すというわけにはいかないわけですし、例えば先ほどの盗撮の被害を受けたとしますと、それで学校にも行けないような非常に辛い思いをしているとか、いろいろな経験が発展していくと思うんですが、そういったご相談を受けるとか、あるいは支援の体制を整備するということにつながるわけですので、新しい犯罪行為として行為者を規制するための概念というのはありません。それが性被害概念と性犯罪概念の違いだろうと私は思いますが、そのように性被害の概念をあえて広く捉えているということです。

こういう定義の仕方でもいいのかどうかということで、これは前回の議論を踏まえてのものですが、特にこの点についてご異議がなかったということで、ここに取り込ませていただきました。定義をやはり明確にするということは重要なことですので、そこに、挙げておいたということです。

以上、4ページまでのところですが、資料3としてなっております。これは最終的に知事への報告というところで一番の核になっているといいますか、コアの部分になるだろうと思います。

以上のところで、各委員のご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤委員

1ページですが、前回、前文を出ささせていただいておまして、子どもに成長発達権があるという視点についてはご同意いただけたと思います。

座長整理案は、それを前提とした表現であろうかとは思いますが、子どもの視点を重視していきたいということは、先ほど座長からお話もございましたし、基本的な考え方の中で、子ども自身が適切な性教育を受け、性的知識を得て、成長発達できるという、権利と言いが強ければ、そこは条例の中でご検討いただくにしても、そういった視点というのは基本的な考え方の中に盛り込まれるべきではないでしょうか。

それから、子どもを性被害から守るという目的のところ、やはり予防、支援、規制という三本柱であるということからすれば、子どもを性被害から守る取組の1点目の、子どもの自己を大切に思う心をはぐくみというところと、その後段の、性被害を受けた子どもを支えなければならないというところは2つに分けるべきではないかと思えます。

3点目は、基本的な考え方の中に、重視すべき点として2点が書かれているんですが、先ほどの資

料2のとおり、規制項目に関して重視すべき点ということになりますが、ここに記載があると誤解が生じると思いますので、入れるとするならば3ページの規制4、例えば規制項目と(1)の間が適切なのではないのでしょうか。ここに重視すべき点として残すのであれば、性教育であるとか性被害者支援も重視するべき点に盛り込んでいただきたいと思います。以上です。

○安部座長

ありがとうございました。3点、ご指摘いただいたのですが、私、全てについて同感です。

技術的な問題で言えば、先ほどの重視すべき点というのは、ちょっと先走ってここに入っていますが、けれども、当然、これは規制をするという場合の話になってまいりますので、とりわけ、それはやっとなし行為等の禁止・規制に対する運用適用に当たって注意すべき点、あるいはこういう点をしっかりと規定の中で担保しておかなければならないという意味ですので、おっしゃられるように、1の次あたりに出てくると一番わかりやすいのかなという感じもいたしますし、規制に当たっての留意点というか、また深夜外出の場合も同様に考えられるところがありますので、いわゆる個人のプライバシーへの介入ということに対しては慎重にという意味合いにもなってまいりますので、そのあたり、(1)の前、あるいは最後の、一番最後の罰則適用のところできちんと示していくと、重視すべき点といえますか、留意すべき点ということになるのかもしれませんが、それは、ただいまおっしゃられるとおりだと私も了解いたしました。

それから、一番最初におっしゃられた基本的なスタンスの話でしょうけれども、いわゆる子ども観の問題ですね。子どもをどう捉えるかという、成長発達の主体として捉えていくという考え方、だからこそ支援が必要なんだという話になってくるわけですが、その目線は同様ではないかということで、そのことをそこに盛り込んではどうだろうか。子どもはかけがえない存在というのはそのとおりなんだから、ただ、かけがえのない存在というので大事にして猫かわいがりすればいいと、こういう話ではないというわけですから。子ども自身がまさに自ら成長、発達する、ちょっと言葉はきついでけれども、権利主体であるということは、私は重々理解しているつもりですが、それをどうやわらかく表現するかということですね。

そのあたり、成長発達の主体であるということをしかりと捉え、それは対峙する概念と私は思っておりませんで、やっぱり子どもは大事だと、かけがえのない存在だと思うからこそ、子ども自身がしっかりと社会に自立をしていく、成長発達していくという話になるわけで、そこを併記していくという必要があるだろうとは思っています。

一部には、やっぱりこれを対立概念として捉えるというのもありますけれども、特に保護の対象というか、一番最初のかけがえのない存在という、いわゆる児童憲章の考え方に近いのですが、それにとどまってしまうと、子どもの成長発達を自らというところが抜け落ちてしまうように捉えられてしまうのですが、やっぱりそれは両方が重要だろうと私は思います。

今の伊藤委員のご指摘にも賛同しますが、だからといって、1項目めが要らないとか、そういう話ではないだろうということですね。その確認ができれば、今のポイントを入れ込むことについて問題はありませぬ。私は賛成ですが、何か轟委員ございますか。

○轟委員

私も同意見で賛成ですので、ぜひその点、盛り込んでいただければと思います。

○安部座長

ありがとうございました。それからちょっと申しましたが、2番目の、伊藤委員の2つ目というのがあるんですが、子どもを性被害から守る取組の中で、自己を大切に思う心を育むということ、一つ独立させると、それからもう一つの後の性被害を受けた子どもを心身両面で支えるということ、これを

別に分けて1項目として明示したほうがよりわかりやすいのではないかと、こういうことだと思いますので、その点、全く私も同感です。

3点ございましたが、何か峰委員ございますか、今の点に関してコメントとございますか。

○峰委員

基本的には賛同いたします。子どもの成長発達権のことにつきましては、明示していただくということでもよろしいのではないかとと思いますが、もともと子どもの尊厳の文字の中にも含まれていると解釈ができていないのではないかと気はいたしました。ただ、基本的には全部賛同いたします。

○安部座長

ありがとうございます。ということは、先ほどの伊藤委員のご指摘は全てこの検討会全体の合意ということでもよろしいですね。ありがとうございます。そうすると、座長整理案の中も今のご指摘を受けて少し整理をし直すということになります。

今日はこうやって整理案を少しまた手直しをしていただくという話にもなるのですが、それが最終的な趣旨を切りかえてしまうというわけではございませんので、少し追加をしたり、表現上のちょっとしたマイナーチェンジとございますか、そういうことですので、改めて検討会を開いて確認をするという必要はないと私は考えておりますが、それでよろしいですか。

○出席者一同

異議なし

○安部座長

私と事務局で、今のご指摘を受けて、もう一度、そのあたりを盛り込ませていただくということで、後ほど、それをこの委員の方に確認をしていただいて、最終案にしたいということでもよろしいですね。

○出席者一同

異議なし

○安部座長

ありがとうございます。

そのほかご意見ございますでしょうか。先ほど、ちょっとここではまだ触れていない話でしたけれどもということで、年齢の不知の問題ですね。4ページ目に出てきますけれども、罰則適用に当たって年齢不知を許さずという規定ですが、このあたり、峰委員、何かご意見ございますか。

○峰委員

この規定がやはり必要な規定だろうと思いました。おっしゃるとおりで、やはり年齢を知らなかったとか、大人だと思ったとか、いろいろ弁解が出てくるところで、それを覆すというのがなかなか、立証上、困難を伴うというところがあるかと思っておりますので、このような規定を設けていただくことが適切な運用につながるのではないかと思いました。

1点確認ですけれども、例えばこのただし書きで、当該子どもの年齢を知らないことに過失がないというようなときの具体例ですけれども、例えば子どもに「幾つなんだ」といって「何か資料を見せなさい」と言ったところ、何か虚偽の事実を告げたとか、何か偽造した証明書のようなものを見せて欺罔したというような場合と考えればよろしいのでしょうか。

○安部座長

実際の運用ではそういうところになってくるかと思いますが、轟委員、何かご経験がありますか、そういう。

○轟委員

いや、ここの証拠集めが一番大変かなと思います。その年齢についての認識という部分は一番弁解で免れやすい部分だろうと思いますので、基本的に今回のこの条例というのが子どもの成長発達権、子どもの保護にあることを思うと、大人に対する規範として子どもの年齢については重々注意して、調査というか、注意すべき事項というのを明示するというのはやはり大事なことかなと考えます。

○安部座長

いわゆる年齢確認義務ですけれども、それを義務とまでここでしてしまいますと、正当な行為の場合にはそれはあり得るわけですけれども、例えばアルコールを売る行為だとか、お酒、たばこを売る行為というのは、これは通常の営業行為として認められているわけですので、未成年者であることはちゃんと確認しなさいというのがそれぞれの法律の中にも盛り込まれましたよね、年齢確認義務と。これを、性行為の相手となる対象者の年齢確認義務というのを条例上、明記するのはちょっとあやしい話になってしまいますので、そうではなくて、年齢不知は許されないといいますか、それは理由にはならないという話で、各健全育成条例で趣旨は違いますが、規制をする場合にはそれが同様に必要になってくるということだろうと思いますので、その種の情報は必要だろうということです。そういう理解を私はしておりますが、伊藤委員、いかがでしょうか。

○伊藤委員

座長整理案としてここに入れていただくことについて、私個人としては特に異論がないところではあります。

直ちにこれが条例になるという話ではありませんので、座長整理案に入れた上で、さらに慎重に県民の皆さんにご議論いただくということで良いと思います。

○安部座長

ちょっとそのあたりの確認させていただきたいのですが、座長整理案というのは、実はこれは私の考えを示しているわけではなくて、当然、全ての委員の方の同意が得られている案として整理させていただくということです。

○伊藤委員

私個人としては、特にここには異論はないという趣旨です。

○安部座長

了解しました。賛成いただけるということですね、ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。特に定義のところは、これも議論してありますが、改めてここは確認しておきたいというのは何かございますでしょうか。

○峰委員

おそれいます。定義の性被害のところの力なんですけれども、ちょっと常々、私自身がどこまでの概念と理解すればいいのかがよくわからなかった概念として、性の濫用にかかる行為というのがございます。これが若干、わかりにくいのかなという気がいたしますので、ここには例示として性的搾

取、性的虐待というのが出ておりますけれども。その他、性の濫用にかかる行為といたしますと、どういったものを想定しておけばよろしいのでしょうか。

○安部座長

基本的には、自己の性的欲望のまま、性的好奇心を満たす目的でというような、性の搾取行為ということですね。

性的概念としてはかなり広い部分が含まれてまいりますけれども、その種のいわゆる性、例えば先ほど事務局からもご質問いただきましたように、適用され得ない可能性があるものということを書くわけですね。ちょっとこれ難しいのではないかと。訓示的にそこに織り込むから、それは特に必要ないという形で、先ほど申し上げましたけれども、そういう行為も実はここに当てはまるという話になってくると思います。

だから、当然そういう被害を受けた子どもに対しても支援の体制の中に入る、支援する必要があると。あくまでもこの概念のその意味づけとしては、罰則適用のための概念ではなくて、この被害を受けた子どもの支援の対象範囲をどうするのかというときの概念と捉えたほうがいいのかもしいですね。

だから、そこは条例の中でも明確にしておいたほうが良いと思います。誤解を生じやすいと思います。つまりこういう概念が広がってしまった、こういうことで規制されるのかという話になってしまいかねませんので、そうではなく、あくまでも子どもの被害をそういう概念でもって捉えて、その被害を受けた子どもに対してしっかりと支援をしていく。それができるような体制にするということで、少し広がっていますけれども。

いわゆる性的虐待というのは児童虐待の形態として捉えられているものが基本でしょうけれども、そのように私は理解しておりましたが、峰委員、よろしいでしょうか。

○峰委員

はい、そんなに限定的に考える必要がないといえますか、この性被害という概念というのが子どもを保護する、それから支援するときに用いられる概念ということになりますので、何というんでしょうか、例えば、子どもが被害だと解釈している行為などが広くここに含まれるような形で解釈されることが望ましいというようなことなのかなと、理解いたしました。ありがとうございました。

○安部座長

そのほか何かございましたら。事務局は何かありますか。

○青木次世代サポート課長

今後のことではなくて、質問ですか。

○安部座長

今後ではなくて、これに関してはよろしいですか。ちょっとまだ織り込みが足りないのではないかというご意見もあるかもしれないですけれども、一応、皆さん方の、委員の方々から同意が得られる範囲の中で整理案として出させていただいたということですので。

加えてご意見もいろいろと違うところは、あわせてこれに付随する形でつけさせていただこうとは思っておりますが、それは今日お配りしてある資料1、このタイトルは変わるとは思いますが。各委員の論点項目、とりわけ規制項目に関する意見として種々の意見が、それで例えば「精神的、知的未成熟云々」に関して、賛成は多いけれども、そのものを整理案にしているわけではないと。その後の整理案は多数決で決めるという話ではないということでありまして、慎重に検討した結果、同意が

得られ、そして県民に向けても説明が可能な範囲の中で示していくものだという事で整理案を策定したものと私は受けとめておりますけれども。

したがって、議論の内容については、議事録を見ていただくのが一番いいのかもしれないんですが、その論点のポイントがわからないというような場合もあろうかと思っておりますので、当然、その辺の論点としての意見、各委員の意見というのが付帯資料として出すということによろしいですね。先ほど確認しましたけれども、よろしいですね。

○出席者一同
異議なし

○安部座長
その際に名前も明示されますが、よろしいですね。もちろん委員としてですが。

○出席者一同
異議なし

○安部座長
ということになりますと、資料3につきまして座長整理案、これもタイトルを条例のモデルという形で打ち出せばいいのかどうか、ちょっと私も悩んでおりますが、やはり条例モデルとは違うんですね。条例の中に盛り込むべき要項案といったようなものですので、この検討会の名称、冠というか名称は、条例モデル検討会ということになっているんですが、そこは必ずしもモデルにこだわらなくてもよろしいのではないかと私は理解いたしました。いかがでしょうか、よろしいですか。

では、そのあたりはまた事務局と相談させていただいて、適切なタイトルといえますか、表題を考えたいと思います。

それから、さらに申し上げますと、知事報告をする際に、この資料3を頭にして、個別の規制に関するところについてのところがこの検討会で吟味を、検討を委ねられたものと私は理解しておりますが、その趣旨で先ほどの、他県のいわゆる淫行禁止規定に関する座長整理案というものを資料1としてどういう表題になるかわかりませんが、それをつけて、なおかつそれぞれのポイントについて意見が分かれたところについては先ほどの、本日でいえば第5回検討会の議論について、添付するものと考えていますが、そのほか、ここで出された資料としても、県警から整理されて示された資料、それから次世代サポート課で淫行禁止規定について取りまとめられた他県の状況と、これ参考資料とありますが、こういうものを全てまとめた小冊子といえますか、そういう形で報告書を示したいと考えております。それはまた、まとめたものについて各委員の方々に改めて配付といえますか、目を通していただいて、それでよしということであれば最終的に取りまとめといえますか、報告書として、かがみというのか表紙はつけざるを得ないと思うんですが、そういう形のものを出そうと考えております。そういう流れでよろしいでしょうか。報告書の形式のような話なんですが、特にご異論なければ、そういう形で進めさせていただきたいと思っております。

そうしますと、資料1から資料3についてご検討いただいて、ご同意いただいたということで、本日の重要なところは協議を終えたこととなります。

(3) その他

○安部座長
その他というところに入りますけれども、今後の日程といえますか、本日いろいろ議論していただ

いたことの取りまとめ、最終調整を踏まえまして、そして最終段階で知事への報告という流れがありますが、その進め方ということで、事務局から、いかがでしょうか。

○青木次世代サポート課長

ご協議いただきまして、ありがとうございます。今、安部座長さんからおっしゃっていただいたように、知事への検討会からの報告を行っていただくことを予定しております。

資料については、今、安部座長さんが申し上げた資料、また安部座長さんと事務局で相談させていただいて、場合によれば、もう少し資料を添付するようなことが出てくるかもしれませんけれども、最終的に委員の皆様にはこういう形で知事に報告しますというものをまたご連絡させていただきます。

知事への報告でございますけれども、ちょっと日程が、知事もいろいろ行事等立て込んでおまして、まだ日程の調整ができておりません。近々ということで、まだ、今日段階ではいつ行うというのが申し上げる段階にございません。誠に申しわけございません。それにつきましては安部座長と知事との日程調整等をさせていただきます。また、その日程等についても委員の皆様にはご報告申し上げるとともに、プレスリリース、報道機関にもお知らせしたいと思っております。

○安部座長

ありがとうございます。今の今後の日程ということで、知事報告に関してはまだ日程が決まっておられないということ、当然、近々やらないといけないということです。

その前に各委員の方々に具体的な日程が決まりましたら、できれば座長だけではなくて、お時間との関係もございませうけれども、ご同席いただいてということが可能であればお願いしたいと思っております。

先ほどお諮りしましたように、最終的な報告内容に関しましては、今日の議論を踏まえて、座長整理案を若干、先ほどの伊藤委員のご指摘もございましたので、そこを修正し、少し加えさせていただく形になろうかと思いますが、そのほかのところについてはそのままの形になるだろうということで、その確認を後日、またさせていただくということでよろしいです。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の議事の終了ということになりますが、2月から始まりまして本日の会議は第6回ということで、期間としては半年余りですが、皆さん方の委員の方々の真摯なご検討があって、ご協力いただいて何とか座長整理案という形ではありますけれども、知事報告ができる状況になりました。大変感謝申し上げます。

今日は最終回ということでございますので、それぞれの委員の皆様から少し最終的なご意見と申しますか、今後の希望と申しますか、県に期待することということも含めて順次ご発言いただければと思います。轟委員から、ではお願いします。

○轟委員

専門委員会からかかわってきた立場からも、専門委員会での提言を踏まえて、今回、具体的な条例案と申し上げたらいいのかわかりませんが、理念、前文、それから具体的な条例の形ができたことは非常に意義が大きいと思っておりますので、この専門委員会のメンバーにもまた機会を設けて報告できる機会があればと思っております。今回、いろいろありがとうございます。

○峰委員

いわゆる淫行処罰規定があるというような、健全育成条例というのが長野県だけがないという状態で、今、このモデル検討会に参加させていただいたわけですけれども。検討させていただいた結果、ほかの県、ほかの都道府県にはない、極めて目的を明確にして、そして子どもを性被害から守るといって、子どもの視点に立った画期的な内容のモデル案が出来たのではないかと思います。

これが制定されるのかどうかについては、ここで関わることはありませんけれども、このような内容の案ができ上がったということには非常に画期的な意味合いがあったのではないかと思います。その場に加えさせていただいたことは非常に光栄でした。どうもありがとうございました。

○伊藤委員

ありがとうございました。やはりこの問題については県内では非常に議論のあるところですので、この今回の座長整理案を一つの資料としてぜひ議論を深めていただきたいとの思いであります。

その意味では、先ほど子どもの視点というのは、この検討会では何回か出てきた言葉だと思うんですけども、対象となる子どもも含めて議論をしていただきたいというのが私の願いです。

○安部座長

ありがとうございました。最後に私から各委員の方々、それから県の事務局を担当しておられる方々、非常に短い時間といえば短い時間なんですが、子どもの性被害というものを何とか防いでいこうと、あるいは被害を受けた子どもをいかにして守っていくか、あるいは支援していくかと、そういう視点でもって、子ども目線を忘れることなく、いろいろと議論の準備をしていただいた、あるいはここで議論をしていったということは大変重要な経験であったものと私は改めて感謝申し上げたいと思っております。

ちょっとざっくりばらんな言い方させていただきますと、当初は弁護士会からの推薦の委員の方も当然検討会に参加されて、しかるべき意見をしっかりと発信していくということでこの検討会は進んでおりますので、議論は相当錯綜するのではないかと考えておりました。しかし、やはり現実的に起きているいろいろなさまざまな問題に向かって、それに直面した場合に、やはり何らかのしっかりとした対応といいますか、長野県としても、あるいは県民としても考えるべきことは考えなければいけないんだと。その際に何ができるか、あるいはどこまでやるべきなのかと、そういうことも当然議論になると思うのですが、そういう議論を一つの区切りですけれども、モデル案といいますか、そういう形で知事に報告できるということは大変よかったのではないかと思っております。

むしろ議論はこれから県民を巻き込む形といいますか、そういうもっと開かれた場所で、それこそ伊藤委員の言われたように、子どもも交えた形で、若い世代の人たちが混じった形で議論が進んで、長野県にも子どもをしっかりと、県の条例で守り、支援し、性的な被害に遭わないような条例ができしていくということを期待したいと思っております。

もちろんこの種の問題というのは、国としてしっかりとした対応が本来望まれるべき話なんですけれども、どうにも国の対応がなかなか追いついていかないということもありますので、長野県が子どもの性被害をしっかりと受けとめて対応していく必要があるかと思えます。それを条例として整理されていくことになれば、これはやはり嚆矢というか、長野県ならではのさきがけのようなものになっていくのではないかと思っております。

もう一つ、余計なことを申し上げさせていただきますと、どうしても健全育成条例の場合には、他県がつくったから、あるいは周辺の自治体が整理して、もう流れとして進んでいるから整備していきましょうということで、昭和50年代にその流れが進みました。県議会の議事録などを見ても、本当に隣県がこうだから、隣県のように自分の県もこうしなければいけないと、そういう視点で進んだところがあります。後でいろいろ議論をして考えて、いろいろな問題が出てきたわけですけれども。やはりそうではない形で県として、あるいは県民として、これを受けとめて、種々の議論を踏まえた結果、淫行条例ではない形の、つまり子どもの性被害を防止するという視点での条例を整備するという流れがより強まってほしいものと、希望しております。

あるいは新しい時代に入ったともいえます。もはや淫行条例の時代ではないということです。既に

最高裁判決が出た段階で実はそういう流れが生まれているのです、運用面においては。それで、そういうものがもう一度しっかりと、県のレベルでちゃんと受けとめて、県民、それこそ総ぐるみで考え、子どもも含めて考えたという結果が望ましいのではないかと思います。どうしてもこういう検討会のメッセージが誤解のある形で県民に受けとめられてしまうと、非常に残念です。そうでないような動き方というか、受けとめ方というものを期待したいなと思っております。

ちょっと言い過ぎたところもありますが、この検討会を閉じるに当たって、最後の発言としてお許しいただければと思います。

本当に半年間にわたってご検討いただき、ありがとうございました。感謝申し上げます。以上でございます。

○事務局

ありがとうございました。閉会に当たりまして、山本こども・若者担当部長よりごあいさつを申し上げます。

○山本こども・若者担当部長

本日は誠にありがとうございました。安部座長さんをはじめ、委員の皆様方にはこの7カ月間、6回にわたり本当に真摯に、熱心かつ慎重にご議論いただきまして、本日、条例のこのモデル案の取りまとめに至りまして本当に感謝を申し上げる次第でございます。

このモデル案につきましては、先ほど青木課長からも説明ございましたとおり、後日、安部座長さんから知事に報告をしていただきたいと思いますと思っております。その上で、県といたしましては、県民の皆様方に説明いたしましてご意見を伺いたいと思っております。その中でも、この委員の皆様方の真摯な思いをしっかりと伝えまして、子どもたちを性被害から守るために県として、あるいは県民の皆様と一緒に真剣に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

最後に、委員の皆様には熱心に、また常に子どもの目線、あるいは被害者の目線に立ってご議論いただきましたこと、重ねて感謝を申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

4 閉 会

○安部座長

それでは、以上で検討会を閉じたいと思います。